北海道家畜保健衛生所インターンシップ参加支援事業補助金交付要綱

制定　令和７年７月 18 日付け畜産第 916 号農政部長決定
一部改正　令和８年４月１日付け畜産第１号農政部長決定

第１　趣旨

北海道の家畜保健衛生所獣医師の確保を図るため、道内の家畜保健衛生所が受入を行うインターンシップに大学の獣医学の課程に在籍する学生（以下「獣医学生」という。）が参加するために要した経費について、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該獣医学生に対し補助金を交付する。

第２　補助対象者

農政部生産振興局畜産振興課が実施する家畜保健衛生所インターンシップ（総務部人事局人事課が実施する北海道庁インターンシップ及び家畜衛生対策推進協議会が実施する行政体験研修は含まない。以下「家保インターンシップ」という。）に参加した獣医学生（以下、「補助対象者」という。）。

第３　補助対象事業

家保インターンシップに参加し、その全日程を完了したものを補助対象事業とする。ただし、全日程を完了しなかった場合であっても、疾病、災害その他のやむを得ない事由によるものを知事が認める場合は、補助対象事業とすることができる。

第４　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の交通費及び宿泊料とする。なお、交通費と宿泊料が一体となった旅行商品については、交通費及び宿泊料の内訳を確認できる書類を示すことができる場合にのみ、補助の対象とする。

（１）交通費

補助対象者の居所（現住所又は帰省先その他知事が認める場所とする。以下同じ。）から家保インターンシップが行われる実習機関までの往路及び復路（宿泊施設から実習期間まで移動を含む。）に係る鉄道運賃（特別車両料金を除く。急行料金は片道 50 キトメートル以上のものに限る。座席指定料金は片道 100 キロメートル以上のものに限る。）、航空運賃（普通席料金に限る。）及びバス運賃とする。なお、移動経路に経済的合理性が認められない場合、補助の対象外とすることができる。

（２）宿泊料

家保インターンシップの開始の日の前日から終了の日の翌日までの宿泊施設

の利用に係る料金とし、当該料金には、宿泊施設が提供する朝食の料金を含めることができる。なお、開始の日の前日からその翌日にかかる宿泊料または終了の日からその翌日にかかる宿泊料については、家保インターンシップの開始時間、終了時間、実習機関から補助対象者の居所までの移動時間を踏まえ、当該宿泊の理由に妥当性が認められない場合、補助の対象外とすることができる。

第５　補助金の額

補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。なお、合計額に千円未満の端数がある場合にあっては、その端数金額を切り捨てた額とする。

（１）補助対象となる運賃の実支出額又は 50,000 円のいずれか低い額。

（２）補助対象となる宿泊料の実支出額又は宿泊数に 5,000 円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、６泊を上限とする。

第６　補助率

補助率は 10 分の 10 以内とする。

第７　補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとする者は、知事に対し、補助金等交付申請書（別記第１号様式）に次の書類を添付して申請を行うものとする。なお、交付申請書の提出期限は、補助対象者が参加した家保インターンシップの終了の日の翌日から 30 日が経過した日（当該日が閉庁日の場合は、その翌開庁日。）までとし、当該提出期限を超過した申請は受理しない。また、交付申請書の提出先は農政部生産振興局畜産振興課とし、当課への交付申請書の到着日を提出日とする。

（１）インターンシップ参加報告書兼経費内訳書（別記第２号様式）

（２）学生証の写し

（３）補助対象者の居所を確認できるものの写し

（４）補助対象となる運賃及び宿泊料の支出の事実を確認できるものの写し

（５）電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第３号様式）（道から補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

第８　電子メールによる申請

第７の交付申請は、当該申請等に係る書類の電磁的記録を次の電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。なお、その場合の交付申請書の提出日は、電子メールの受信日とする。

【電子メールアドレス】nosei.rakuchiku1@pref.hokkaido.lg.jp

第９　補助金の交付決定

知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付決定と同時に額の確定を行い、指令文（別記第４号様式）により申請者に通知するものとする。

また、審査の結果、補助金の交付が不適当と認めたときは、不交付決定通知書（別記第５号様式）をもって申請者に通知するものとする。

第 10　その他

本事業の実施については、本要綱に規定するもののほか、必要に応じて別に定める。

別記第１号様式（第７関係）

年度　補助金等交付申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所
申請者
氏名

（連絡先：　　）

事業（事務）名　　北海道家畜保健衛生所インターンシップ参加支援事業

上記の事業（事務）に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業（事務）の目的及びその概要

２　事業（事務）の着手日及び完了日

着手　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

３　補助金等交付申請額　金　　円

別記第２号様式（第７関係）

インターンシップ参加報告書兼経費内訳書

住　所：

氏　名：

大学名：　　学年：

実習機関：北海道　　家畜保健衛生所

日　　程：　　年　　月　　日　　から　　年　　月　　日　まで

参加報告

日　　時	実　習　内　容
月　　日 時　　分から 時　　分まで	
月　　日 時　　分から 時　　分まで	
月　　日 時　　分から 時　　分まで	
月　　日 時　　分から 時　　分まで	
月　　日 時　　分から 時　　分まで	

【所感】

注）参加報告は、上記内容を記載した任意様式に替えることができる。

経費内訳

交通費	利用区間	手段（鉄道・航空機・バス）	実支出額（円）	
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	→			
	実支出額計			
	「実支出額計」または「50,000円」のいずれか低い額			①
宿泊料	宿泊施設名（　　） 宿泊期間　（　　）泊分 年　月　日 ～　年　月　日			
	「実支出額」または「5,000円×泊数」のいずれか低い額			②
	運賃（①）＋ 宿泊料（②）			
	申請額（千円未満の端数を切り捨て）			

注）経費内訳は、上記内容を記載した任意様式に替えることができる。

補助対象者の居所（現住所と異なる場合）

住所：

別記第３号様式（第７関係）

電子交付申出書兼メールアドレス確認書

年　　月　　日

北海道知事　　様

住所
申出者
氏名

（連絡先：　　）

電子交付サービスを利用して道からの通知について電子により交付を受けたいので申し出ます。
通知の受取に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

１　対象文書

２　電子メールアドレス

別記第４号様式（第９関係）
畜産第　　号指令

（補助事業者等）

年　　月　　日に申請のあった北海道家畜保健衛生所インターンシップ参加支援事業については、申請内容のとおり承認し、金　　円を補助するとともに、同額を補助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

北海道知事　　印

１　この補助金の交付の対象となる事業等の名称及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費	補助金の額
	円	円

２　北海道補助金等交付規則(昭和 47 年北海道規則第 34 号)、北海道家畜保健衛生所インターンシップ参加支援事業費補助金交付要綱（令和７年７月 18 日付け畜産第 916 号農政部長決定）及びこの決定の通知に従わなければなりません。

３　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。

４　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（１）虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

（２）補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

５　前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

６ 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

７ 補助金の予算執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係）

注　この様式の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い通知する場合は、「印」を削除して使用する。

別記第５号様式（第９関係）

畜　産　第　　号
令和　　年　　月　　日

様

北 海 道 知 事　　印

北海道家畜保健衛生所インターンシップ参加支援事業不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった北海道家畜保健衛生所インターンシップ参加支援事業について、次のとおり不交付としたので通知します。

記

１　不交付の理由

（農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係）

注　この様式の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い通知する場合は、「印」を削除して使用する。